



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *84 和歌山県優良土産品推せん規則の一部を改正する規則 (観光交流課)
- 告示
 - 1412 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 1413 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 1414 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 1415 公共測量の実施 (技術調査課)
 - 1416 公共測量の終了 (")
 - 1417 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 1418 新道路の供用開始等 (")
 - 1419 道路の区域変更 (")
 - 1420 新道路の供用開始等 (")
 - 1421 道路の区域変更 (")
 - 1422 新道路の供用開始等 (")
 - 1423 都市計画事業の認可 (道路建設課)
- 選挙管理委員会告示
 - *142 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正
- 公告
 - 入札公告 (総務事務集中課)
- 監査公表
 - 監査公表第32号
 - 監査公表第33号
- 諸報
 - 拾得物件公告 (和歌山県橋本警察署)

- " (和歌山県和歌山西警察署)
- " (和歌山県和歌山北警察署)
- " (和歌山県新宮警察署)

- 正誤
平成18年11月24日付け和歌山県報第1813号目次中

規 則

和歌山県規則第84号

和歌山県優良土産品推せん規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県優良土産品推せん規則の一部を改正する規則

和歌山県優良土産品推せん規則(昭和30年和歌山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1412号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
那智勝浦町	東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1	那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆう	東牟婁郡那智勝浦町庄520	通所介護	平成18.3.31
医療法人御幸クリニック	橋本市御幸辻245	医療法人御幸クリニック	橋本市御幸辻245	通所リハビリテーション	平成12.10.31
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド高野口	橋本市高野口町名倉171	訪問介護・居宅介護支援・予防訪問介護	平成18.9.1
有限会社プロデュース	田辺市新屋敷町43	プロデュース	田辺市新屋敷町43	訪問介護・予防訪問介護	平成18.9.30
株式会社イー・イー・シー	田辺市東山1丁目5-14-302	げんちゃん福祉用具事業所	田辺市東山1丁目5-14-302	用具貸与・予防用具貸与	平成18.10.31

和歌山県告示第1413号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012200303	本宮くまのこ作業所	田辺市本宮町本宮1301-2	就労継続支援(B型)	身体障害 知的障害 精神障害	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市たきない町22番15号	平成18.11.1	平成24.9.30

和歌山県告示第1414号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)プライスカット御坊店
和歌山県御坊市蘭314番1 他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年7月23日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,500㎡
- 駐車場の収容台数
81台
- 駐輪場の収容台数
47台

8 荷さばき施設の面積

90㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

19.1㎡

10 開店時刻及び閉店時刻

24時間

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

12 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

14 届出年月日

平成18年11月22日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651)

御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市蘭350番地)

16 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年12月5日から平成19年4月5日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1415号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 作業期間 平成18年12月8日から平成19年3月31日まで

3 作業地域 和歌山市(松江中三丁目、松江西二丁目、松江北五丁目・同六丁目・同七丁目の各一部地域)

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1416号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地区図作成)
- 2 作業期間 平成17年8月1日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市(今福一丁目・同二丁目の各一部、同三丁目、同五丁目)

和歌山県告示第1419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
田辺市上三栖字佐本谷1001番3地先から同市上三栖字佐本谷1001番1地先まで	旧	3.00	57.70	
		5.00		
同上	新	6.60 11.10	57.70	

和歌山県告示第1417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
海草郡紀美野町大字北野字東畑16番5地先から同町大字北野字中尾133番地先まで	旧	3.00	538.30	
		24.00		
同上	旧	8.00	547.70	
		16.00		
同上	新	8.00	547.70	
		16.00		

和歌山県告示第1420号

平成18年和歌山県告示第1419号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月5日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 湯峯温泉線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	

和歌山県告示第1418号

平成18年和歌山県告示第1417号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月5日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

田辺市本宮町耳打 字中原471番3地先 から同市本宮町耳 打字中原473番10 地先まで	旧	4.90 } 27.00	210.00
同上	新	8.00 } 33.00	210.00

和歌山県告示第1422号

平成18年和歌山県告示第1421号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成18年12月5日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 施行者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業3・5・6号内環状線
- 3 事業施行期間
平成18年12月5日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 和歌山県田辺市神子浜1丁目、2丁目及び文里2丁目地内
使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第142号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男
第1項の表中「医療法人 井上外科病院」を「医療法人 井上病院」に改める。

公 告

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年12月5日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入年度及び物品調達案件番号
平成18年度調達案件番号02060000309号
 - (2) 購入物品の名称及び数量
防災センター什器 1式
 - (3) 購入物品の特質等
入札説明書による。
 - (4) 納入期限
平成19年3月31日
 - (5) 納入場所
和歌山県庁南別館（仮称）（防災センター）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「什器」に登録されている者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成18年12月5日（火）から平成18年12月14日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
3の（1）に同じ
 - (2) 期間
3の（2）に同じ
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室
 - イ 入札日時
平成18年12月26日（火） 午前10時35分から
 - ウ 開札場所
アに同じ
 - エ 開札日時

イに同じ

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、平成18年12月26日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成18年12月22日(金)午前10時から同年12月26日(火)午前10時30分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所
5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合は、その者については別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の締結における議会の議決の要否

否

監 査 公 表

和歌山県監査公表第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成18年10月23日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年12月5日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
 和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県就農支援センター	平成18年10月23日
教育委員会給与課有田分室	"
教育委員会給与課日高分室	"
和歌山県立箕島高等学校	"
和歌山県立耐久高等学校	"
和歌山県立日高高等学校	"
和歌山県立紀史館高等学校	"
和歌山県立南部高等学校	"
和歌山県立たちばな養護学校	"
和歌山県立みはま養護学校	"
和歌山県有田警察署	"
和歌山県湯浅警察署	"
和歌山県御坊警察署	"
学校法人国際開洋学園(国際開洋第二 高校)	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成18年10月30日、31日及び同年11月10日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年12月5日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
 和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
日高振興局総務室	平成18年10月30日
日高振興局健康福祉部	"
日高振興局産業振興部	"
日高振興局建設部	"
有田振興局総務室	平成18年10月31日
有田振興局健康福祉部	"
有田振興局産業振興部	"
有田振興局建設部	"
紀中県税事務所	"
和歌山県農林水産総合技術センター	"
有田中央高等学校	"
和歌山県東京事務所	平成18年11月10日

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

日高振興局建設部

ア 平成17年度末における県営住宅の収入未済額は、約881万円で、前年度に比べ約28万円減少している。

県営住宅委託管理人とも連携し未収金の回収に努力されているところであるが、今後とも、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

イ 過年度分の未登記処理については、「未登記処理促進要領」(平成8年3月18日制定)により、登記処理の促進を図ってきたところであるが、現在のところ「登記処理可能」に分類されたもので、未処理となっているのは日高振興局及び西牟婁振興局(龍神村が田辺市と合併したため。)のみとなっており、その未処理筆数は363筆となっている。

しかし、残っている未処理案件は、公図の混乱等その原因は多種多様にわたり、処理が困難な上資料に乏しく、多額の費用を要すると思われるが、今なお363筆もの膨大な未処理筆数を抱える現状から、処理計画の遅滞は許される状況ではない。

今後とも、社団法人和歌山県公共嘱託登記士地家屋調査士協会御坊支所以外に海南・有田支所、田辺支所への委託件数を増やし、有効に活用するとともに、事業進行課及び地籍調査を実施している市町村とも連携を保ちながら、より効果的な未登記処理の促進を図り、過年度未登記処理計画の達成に向けて、より一層の努力を傾注されたい。

有田振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約338万3千円の未収金となり、前年度末に比し約23万6千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約783万円となっており、前年度末に比し約93万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められ

たい。

有田振興局建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成17年度末現在で約712万円となっており、前年度と比較して約33万円減少している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

紀中県税事務所

県税の収入確保について、積極的に取り組まれているが、平成17年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約1億673万円と前年度に比べ、約1,003万円の増加となっている。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等の徹底により、滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な滞納整理を実行し、収入未済額の縮減に一層努力され、厳正な債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、関係市町とより一層連携を深め、悪質な案件については、地方税法第48条に基づく、県の直接徴収を積極的に実施するなど、県税の収入確保に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているため、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年12月5日

和歌山県橋本警察署長 東山 均

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金200,000円	平成 18年11月4日	橋本市吉原地内 家屋の郵便受けに投函 されていたもの

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているため、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年12月5日

和歌山県和歌山西警察署長 小西 博久

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (名刺入に在中)	平成 18年11月6日	和歌山市湊御殿一丁目 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているため、遺失者又は

心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年12月5日

和歌山県和歌山北警察署長 小松 建二

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金200,000円	平成 18年11月6日	和歌山市松江 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているため、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年12月5日

和歌山県新宮警察署長 奥田 勝吉

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (封筒に在中)	平成 18年11月7日	新宮市井の沢 (路上)

正 誤

正 誤

平成18年11月24日付け和歌山県報第1813号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	8	福祉保険総務課	福祉保健総務課